

令和7年度宜野湾市民設放課後児童クラブ設置運営事業者募集要項

1. 目的

現在、宜野湾市では放課後児童クラブの不足により、待機児童が発生している状況にある。これを解消するため、本市では令和8年4月から新たに民間施設を活用し、児童福祉法第6条の3第2項及び「宜野湾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」(以下「設備運営基準条例」とする。)に基づく放課後児童健全育成事業を最適に運営できる事業者を選定することを目的とする。

2. 本公募における放課後児童クラブ事業開始までの流れ

- (1) 応募要件を満たし、必要書類を記入のうえ、応募する。
- (2) 書類審査、プレゼンテーションによる審査を行い、設置運営事業の候補者を選定する。
- (3) 本公募において選定された設置運営事業の候補者は、原則、令和8年4月1日までに設備運営基準条例と、本要項「5.設置場所の基準」に沿った場所と施設を確保し、事業を開始する。

3. 応募要件

応募者は次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 沖縄県内に主たる事業所を置く法人、又は沖縄県内に居住している個人
- (2) 令和7年4月1日時点において1年以上放課後児童健全育成事業又は、教育・保育施設等の運営実績を有すること。
- (3) 放課後児童健全育成事業を実施するために必要な経営基盤及び社会的信望、熱意を有している者。かつ、事業を開始するまでに必要な備品や消耗品等を購入する資金を有しており、毎年度の運営費に関し、宜野湾市から放課後児童健全育成事業補助金の交付を受けるまでに必要な資金調達が可能である者
- (4) 放課後児童健全育成事業を実施するために必要な放課後児童支援員認定資格者を確保し、設備運営基準条例第10条第2項に規定する職員の配置基準を満たすことができる者
- (5) 放課後児童健全育成事業を実施するために必要な物件を確保することができる者
- (6) 国税及び市町村税の滞納がないこと。
- (7) 会社法(平成17年法律第86号)第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条による破産の申立て(同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法(大正11年法律第71号)第132条又は第133条による破産の申立てを含む。)がなされていない者であること。
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更正手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。)がなされていない者であること。
- (10) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされ

ていない者であること。

(11)次のア～イに該当する者でないこと。

(ア) 政治又は宗教を目的としている者

(イ) 宜野湾市暴力団排除条例(平成23年宜野湾市条例第14号)第2条に規定する暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者

4. 募集小学校区

(1) 嘉数小学校区 1支援

(2) はごろも小学校区 1支援

(3) 普天間小学校・普天間第二小学校区 1支援

※複数校区を応募することも可能です。

5. 設置場所の基準

- (1) 原則として、募集小学校区内に設置し、できるだけ当該小学校からの距離が近いことが望ましい。ただし、周辺校区に限り送迎に不都合がなければその限りではない。
- (2) 児童が過ごす場所として周辺の環境に安全面、治安等の問題がないこと。
- (3) 近隣住民との良好な関係が築けること。
- (4) 災害時の緊急避難等、児童の安全が確保できる場所であること。
- (5) 児童の送迎を行う場合は、安全に乗降できるスペースが確保されていること。

6. 本公募に係る放課後児童クラブの概要及び基準

(1) 設備運営基準条例、関係法令等を遵守し、本市の放課後児童健全育成事業の充実に努めること。ただし、スポーツクラブや塾等を主たる目的とするものは認められない。

(2) 施設整備・運営に当たり適合すべき基準

(ア) 放課後児童クラブ運営指針(こども家庭庁)

(イ) 放課後児童健全育成事業実施要綱(こども家庭庁)

(ウ) 宜野湾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(エ) 宜野湾市放課後児童健全育成事業実施要綱

(3) 定員

原則36～40名程度とする。

確保している施設の面積などの理由で36名以上の定員を確保できない場合は、原則1年以内に別施設を確保するなど定員の確保に取り組むこと。

(4) 対象児童

市内に住所を有し、当該小学校に在籍している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいない児童とする。定員に空きがある場合は、近隣の小学校に在籍している児童の受け入れを可能とする。

(5) 施設・設備について

設備運営基準条例に定める下記の設備の基準を満たしていること。

(ア) 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下「専用区画」という。)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。

(イ) 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上であること。

(ウ) 専用区画並びに(ア)に規定する設備及び備品等((エ)において「専用区画等」という。)は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(エ) 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

(6) 開所日及び開所時間

(ア) 開所日 原則250日以上

(イ) 開所時間

I. 平日(月曜日～金曜日)

原則3時間以上開所とする。ただし、放課後の時間帯に家庭保育を行えない家庭の児童に対して、遊びや生活の場を提供することを満たせる時間の開所であること。

II. 土曜日及び長期休業日等

原則8時間以上開所とする。ただし、学校休業日に家庭保育を行えない家庭の児童に対して、遊びや生活の場を提供することを満たせる時間の開所であること。

(7) 開所時期

令和8年4月1日

(8) 保険加入

児童を対象とした傷害保険や施設賠償責任保険等の必要な保険に加入すること。

(9) 費用

本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるものとする。

(10) 保護者との信頼関係の構築

保護者との情報共有を図るとともに、意見、要望を聞く機会を設けること。

(11) 学校・地域との連携

学校との情報交換・連携を密にし、学校の状況、児童の状況を常に把握するよう努めること。また、地域住民、関係機関との連携を図り、情報公開・情報共有に努めること。

(12) 利用手続き等

入所申込みの受付、入所判定の決定等は、設置運営事業者が実施すること。入所の判定にあたっては、保育を必要とする児童が利用できるよう努めること。

(13) 施設整備及び運営の補助金

(ア) 施設整備費

事業実施に必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う費用について、1,000,000円を上限に補助金の交付を受けることができます(申請時の額を上限とします)。

(イ) 運営費

「宜野湾市児童健全育成事業補助金交付要綱」に基づく補助金の交付を受けることができます。

(ウ) その他

本公募は、次年度の予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力が生じる事業です。

7. 応募方法

(1) 提出書類

(ア) 宜野湾市民設放課後児童クラブ設置運営事業者応募申請書(様式第1号)

(イ) 事業者概要書(様式第2号)

【添付書類】

(イー①) 定款(法人の場合)

(イー②) 代表者及び施設長予定者の履歴書

(イー③) 国税及び市町村税の滞納のない証明書(3か月以内に発行のもの)

(ウ) 事業概要書(様式第3号)

【添付書類】

(ウー①) 事業実施予定場所の平面図(配置と各部屋面積記載)

(ウー②) 施設の確保状況が分かる書類

※賃貸借契約書ほか、新たに整備する場合は整備内容がわかるもの、すでに所有する物件がある場合は土地・建物の登記全部事項証明書等、確実に確保ができるなどを証明するものを提出ください。

(ウー③) 整備予定場所の現況写真

(ウー④) 配置予定職員の「放課後児童支援員認定資格研修修了証」。資格研修を修了していない場合は、設備運営基準条例第10条第3項各号に該当する資格等に係る証明書
※第3号、第9号及び第10号に該当する場合は、一定の従事累計時間を満たす必要がありますので、担当課までお問い合わせください。

(エ) 宜野湾市放課後児童健全育成事業補助金総括表(様式第4号)

(オ) 収支計算書(様式第5号)

(カ) 事業計画書(様式第6号)

(キ) 放課後児童クラブ等運営実績(様式第7号)

【添付書類】

直近の収支決算書

※(イ)、(ウ)、(キ)の【添付書類】については、写しを提出してください。

(2) 書類の提出

(ア) 提出先：こども部 こども政策課 こども育成係(市役所別館2階)

(イ) 提出期限：令和8年1月9日(金) 17時

上記の期限を過ぎた後の追加書類の提出や計画変更(図面変更や保育体制の変更)はこちらから求めた場合を除き認めません。

(ウ) 提出部数：提出書類(ア)から(キ)をA4版に統一し、ファイル等に綴つたものを10部(正本1部、写し9部)提出すること。

(エ) 提出方法：持参又は郵送

郵送の場合、上記提出期限内必着とする。

持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く9時から12時、13時から17時までの間に持参するものとする。

8. 質疑応答

募集要項等事業に関する質問がある場合は、質問書(様式第9号)に質問内容を記載のうえ提出すること。

(1) 質問受付期間

令和7年12月9日(火)から12月17日(水)まで

(2) 提出方法

質問書(様式第8号)を、下記のいずれかの方法により宜野湾市こども部こども政策課へ送付すること。

ファックス：098-893-4490

電子メールアドレス：Fukusi25@city.ginowan.okinawa.jp

件名：宜野湾市民設放課後児童クラブ設置運営事業者公募質問書

(3) 質問の回答

宜野湾市公式ホームページへ12月22日(月)17時までに掲載

9. 審査方法(選定方法)

応募申請書を受理したときは、以下の審査を行ったうえで適正に選定する。

なお、事業者の評価選定にあたっては、宜野湾市放課後児童クラブ設置運営事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し選定を行う。

(1) 1次審査(書類審査)

応募者が多数の場合は、選定委員会において、提出された書類等を審査し、協議の上、2次審査(プレゼンテーション・質疑応答)を行う者を、各募集校区につき3者程度選定する。なお、選定に対する質問には回答しない。

(2) 応募申請書提出後、本公募を辞退する場合は、「辞退届」(様式第9号)に必要事項を記入し、令和8年1月20日(火)午後5時までにこども部こども政策課に提出すること。

(3) 2次審査(プレゼンテーション・質疑応答による審査)

放課後児童クラブの設置運営に関してプレゼンテーション・ヒアリングを実施する。

※1 プrezentation 20分以内、質疑応答10分程度。参加人数は3名以内とし、施設長予定者等、選定委員の質疑に対応可能な者が出席すること。

※2 プrezentationは、7.(1)提出書類(事業計画書(様式第6号)を主に使用)にて行うこと。ただし、提出書類の修正及び再提出等にあたる内容は認めない。

(4) 審査及び選定方法

提出された書類の内容及びヒアリングの内容を総合的に判断し、次のとおり候補者の選定を行うものとする。

①各選定委員の評価点を算出し、選定委員ごとに点数の高い順に順位を決め、1位の評価が最も多い参加者を候補者とする。

②上記①において1位の評価の数が同じ参加者が2者以上ある場合は、各選定委員の評価点を合計した点数(以下「総合点数」という。)の高い者を候補者とする。総合点数でも同点の場合、選定委員会で協議し、候補者を選定する。

ただし、選定委員の総合点数の60%以上の評価を得なければ、設置運営事業の候補者及び次点者に選定することができない。

10. 失格要件

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 応募資格を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽又は重大な不備があった場合
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- (4) プロポーザルに参加しなかった場合
- (5) その他法令違反があり、不適当と認められた場合

11. 留意事項

- (1) 応募書類等の作成に要する経費は応募者負担とし、提出書類は返却しない。
- (2) 選定に関する審査内容及び経過等については非公開とする。
- (3) 検討すべき事項が生じた場合は、市と別途協議する。

12. スケジュール

下記の日程は予定であり、変更となる場合がある。

	内容	日程
①	質問受付期間	令和7年12月9日(火)から12月17日(水)
②	応募書類提出締切日	令和8年1月9日(金) 17時
③	1次審査(書類審査)結果通知	令和8年1月16日(金) 電話で連絡差し上げます。
④	2次審査(プレゼンテーション)	令和8年1月21日(水)午前(嘉数小学校区) 令和8年1月21日(水)午後(はごろも小学校区) 令和8年1月22日(木)午前(普天間小学校・普天間第二小学校区) 実施時間・場所については改めてご連絡します。
⑤	設置運営候補者の決定通知	令和8年1月下旬 電話及び文書で通知いたします。
⑥	事業開始届出 施設整備に係る補助金申請・決定	令和8年2月 施設整備に係る補助金の支払い時期については、協議の上、決定することとします。
⑦	開所	令和8年4月1日

⑧ 運営に係る補助金申請・決定	令和8年5月申請、6月決定
-----------------	---------------

※運営に係る補助金交付申請については、令和8年度当初予算の可決後に受付となります。

13. 問い合わせ先及び提出先

〒901-2710

沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号

宜野湾市 こども部 こども政策課 こども育成係

電話:098-893-4463

FAX :098-893-4490

E-mail:Fukusi25@city.ginowan.okinawa.jp